

東広島市農業委員会令和2年11月（第11回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月27日(金) 午前9時30分から10時55分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
8	古本啓之	9	大月みどり	10	岡本義則
11	黒川克輝	13	住井正美	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	22	高尾昭臣	23	古川みどり
24	瀬戸則昭				

- 4 欠席委員 5人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	12	荒谷義憲	14	古川國昭
15	原茂正	19	仲伏英雄		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 16番 吉高 信夫 委員 17番 長原 毅 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第54号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について

議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の

決定について

- 議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
(農地中間管理機構関係分)の決定について
- 議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利
用配分計画案に対する意見決定について
- 議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に処分決定について
- 議案第 59 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 61 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 39 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部福富支所地域振興課係長	貞 清 良 成	
生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課係長	柴 田 幸 治	
生活環境部安芸津支所地域振興課主査	林 越 貴 良	

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主任 豊 田 宏

議 長	<p>それでは、これより11月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>在任委員数24人中、19人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、16番吉高委員さん、17番長原委員さんにお願ひいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和2年11月27日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和2年11月27日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず初めに、議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。</p>
豊田主任	<p>それでは、議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>これより着席して説明させていただきます。</p> <p>本案は、広島県が実施する基盤整備事業の令和3年度事業採択に向けて本農業振興地域整備計画が根拠資料となることから、該当する箇所を修正を行うとともに、本年9月に受付をいたしました農業振興地域の農地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条第2項の規定により農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について、主な概要を説明させていただきます。</p> <p>議案の1ページをお開きください。</p> <p>整備計画書内の農業生産基盤整備開発計画の変更内容についてでございます。</p> <p>変更箇所は、2、農業生産基盤整備開発計画の一覧表に河内町戸野地区の事業を追加させていただきます。</p> <p>続いて、議案の3ページをお開きください。</p> <p>農地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案においては、住宅や駐車場などを目的とした16件の申出に基づき、約9,992㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は5ページをご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある16件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、6ページをお開きください。</p> <p>農地区域への編入についてでございます。</p> <p>本案においては、中山間地域等直接支払いに取り組むことを目的とした1件の申出に基づくものと、除外後の実施予定事業が中止されたためによるもの、及び圃場整備事業に関するものを合わせ、約12,532㎡を編入しようとするものでございます。いずれも農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更に際しましては、用途区分変更の申出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては10ページに記載しておりますので、適宜ご確認ください。</p>

豊田主任	以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
議長	只今、農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言ください。 ありませんか。
	< なし >
議長	ご質問、ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 続きまして、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明していただき、利用集積率については事務局から説明をいたします。
豊田主任	続いて、総会議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。 資料をご覧ください。 今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の賃借権設定と所有権の移転に係るもので、賃借権の設定は87件、総面積は280,543.68㎡となっております。所有権の移転は3件で、総面積は12,969㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧ください。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月4日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長	只今、農林水産課、事務局から説明がありました。 これより質疑に入りますが、本案は、本日配付した資料1の議案第55号関係の欄に記載しておりますように、大月職務代理人、岡本委員、在間委員、住井委員が関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 ここで、皆様方にお諮りをいたします。 会議の時間短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括してまとめて審議し、その後、関係者分以外の案件を審議したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
	< 異議なし >
議長	ありがとうございました。 それでは、関係者分について先に一括審議することにしますので、該当する委員におかれましては、審議の間、退席をお願いいたします。
	< 大月会長職務代理人、岡本委員、在間委員、住井委員、退室 >
議長	それでは、議案の事案のうち、議案第55号の関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第55号の事案のうち、関係者分について、異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第55号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。 それでは、大月職務代理人、岡本委員、在間委員、住井委員、入室をお願いいたします。

	＜ 大月会長職務代理者、岡本委員、在間委員、住井委員、入室 ＞
議 長	続きました、議案の事案のうち、先程、異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成いただいた事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	＜ なし ＞
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。 議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	＜ 全員挙手 ＞
議 長	全員賛成ですので、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 次に、議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 なお、議案第56号で農地中間管理機構により集積する農地は、全て次の議案第57号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で密接に関連しておりますので、議案第56号と議案第57号は併せて説明をお願いしようと思っておりますが、いかがでございましょうか。
	＜ 異議なし ＞
議 長	それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第56号と議案第57号を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。
豊田主任	それではまず、総会議案の第56号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を説明をさせていただきます。 座って説明させていただきます。 今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は、25件、面積は100,979㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月4日付で公告することとしております。 続きました、総会議案の議案第57号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明をさせていただきます。 今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会からの意見徴取を経て、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を農地中間管理機構が策定の上で、知事の許可を受けることとなっております。 内容については、先程、の議案第56号でご説明をさせていただきました利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手、13経営体との間で賃借権を設定するものでございます。よって、申込筆数及び申込面積についても、先程、ご説明した内容と同様となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。 なお、今回の農用地利用配分計画原案につきましては、本日の総会においていただいたご意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。 説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。
議 長	只今、農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 議案第56号について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言ください。

	< なし >
議 長	意見がないようですので、これより採決に入ります。 議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」、異議のない旨を東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定します。 次に、議案第57号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。 この議案は、先程、議案第56号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。 なお、本案は、資料1の議案第57号関係欄に記載しておりますように、荒谷委員、高尾委員、岡本委員、大月職務代理者が関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 ここで、委員の皆様にお諮りいたします。 会議時間短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括してまとめて審議し、その後、関係者分以外の案件を審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	ありがとうございます。 それでは、関係者分について先に一括審議することとします。該当する委員さんにおかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。
	< 荒谷委員、高尾委員、岡本委員、大月会長職務代理者、退室 >
議 長	それでは、議案第57号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問がないようですので、それでは採決に入ります。
議 長	議案第57号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第57号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。 それでは、荒谷委員、高尾委員、岡本委員、大月会長職務代理者、入室をしてください。
	< 荒谷委員、高尾委員、岡本委員、大月会長職務代理者、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先程、異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成いただきました事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、これより採決に入ります。 議案第57号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第57号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたしました。 農林水産課の豊田主任、ありがとうございます。退席をお願いいたします。
	< 豊田主任、退室 >
議 長	続きまして、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。

議長	事務局の説明を求めます。
和田主任	<p>議長、事務局和田</p> <p>それでは、総会議案の5ページをご覧ください。 議案第58号について説明いたします。 今月は22件の申請がありました。内訳は13ページに記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、114-1について説明します。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、115-2でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は農地所有適格法人であり、代表を含め3人の役員が農作業に従事しています。また、必要な農機具も保有されています。 続いて、116-3でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、117-4でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、118-5でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、119-6でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●で●●をされています。農地に隣接する空き家を取得、改装をした後に本市に移住する予定で、将来は営農をしながら飲食店を経営したいという夢の第一歩として当地で新規就農を決めたものです。受人は、自宅隣接地で家庭菜園を行っています。本申請地では水稲作付を行う予定で、必要な農機具についてはリースもしくは購入を予定されています。受人には3人の労働力があります。 続いて、120-7でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●をされています。このたび空き家に附属する農地を取得することとなりました。申請地は長年耕作されており、水稲作付に当たっての土質の改善などについては●●で営農している実家から技術的指導を受ける予定で、農機具についても実家から借り受ける予定です。受人には2人の労働力があります。下限面積については、令和2年10月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。 続いて、121-8でございます。 兄弟間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、122-9でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、123-10でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は43歳で、市内で●●を営営されています。母親が申請地の近隣に住んでおり、将来の介護などを見据えて、農地に隣接する空き家とともに取得しようとするものです。自らが経営する飲食店で自家栽培の農作物を提供したいとの思いがあり、サツマイモ、ハーブ、ブルーベリーなどを作付する予定です。受人には2人の労働力があり、親族から営農指導を受ける予定です。必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和2年10月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。 続いて、124-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、市外に居住していますが、申</p>

和 田 主 任	<p>請地から300mほどの距離にある●●を経営されています。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、125-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、126-13でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で、●●をされています。農地に隣接する空き家を取得し、移住予定であり、附属する農地を自家消費野菜を作付するための菜園として取得するものです。受人には2人の労働力があり、渡人から必要な農機具一式を譲り受け、また営農指導を受ける予定です。下限面積については、令和2年10月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、127-14でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請地は利用権により農事組合法人に賃借していますが、受人は法人構成員であること、また経営地602㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。</p> <p>続いて、128-15でございます。</p> <p>親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、129-16でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、130-17でございます。</p> <p>耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、131-18でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で、●●をされています。農地に隣接する空き家を取得し、移住予定であり、この地で新規就農するものです。申請地では水稻、サツマイモ、柿を作付予定で、技術習得については市または県が主催する新規就農者向けの研修、講座などを受講する予定です。また、営農されている知人から指導を受け、必要な農機具を借り受ける予定です。受人には2人の労働力があります。</p> <p>続いて、132-19でございます。</p> <p>親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、133-20でございます。</p> <p>親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、134-21、135-22について、関連しますので一括して説明します。</p> <p>交換のため、所有権を移転するものです。交換により、受人、渡人ともに作業効率がよくなるため、申請するものです。それぞれ2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、22件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ではこれより質疑に入ります。</p> <p>なお、議案第58号の事案のうち、8ページの122-9については、黒川委員さんが関係者</p>

議 長	<p>となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することとしますので、黒川委員さんにおかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。</p>
	<p>< 黒川委員、退室 ></p>
議 長	<p>それでは、議案第58号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見があったらご発言ください。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第58号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第58号の事案のうち、関係者分については、許可することに決定いたします。 それでは、黒川委員さん、入室をお願いします。</p>
	<p>< 黒川委員、入室 ></p>
議 長	<p>続きまして、議案の事案のうち、先程、許可することに決定した事案以外について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の事案のうち、関係者分以外について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>議長、大下 14ページをお願いいたします。 議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 座って説明をさせていただきます。 15ページをお願いいたします。 今月は6件の申請がございました。 まず、申請番号28-1は、八本松町宗吉における共同住宅への転用事案でございます。 申請地は●●の東側約150mに位置する調整区域内の第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。このたび、北側に隣接する農地を農地法第5条の許可申請により新たに取得し、本申請地と合わせて事業用の共同住宅を2棟建築するため、転用許可申請をされたものでございます。筆は、こちらが本申請の4条申請地で、その北側に5条用地がございました。4条申請地につきましては、一部以前からの農業用排水路が含まれておりました。 本事案は、後ほど審議をお願いいたします農地法第5条の許可申請と併せて、全体として一つの事業計画となっておりますので、5条申請が許可相当となった場合に、本案も同時許可となるものでございます。なお、開発行為に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、申請番号29-2と30-3につきましては、申請者は異なりますが、隣接する農地の同一目的の転用事案でございますので、一括して説明をさせていただきます。 西条町下見における共同住宅への転用事案でございます。 申請地は、こちら枠外の●●から主要地方道馬木八本松線を●●方向に進み、●●店、こちらの北約250mに位置する調整区域内の第1種農地で、申請者は下見地区にお住まいの方でございます。いずれの申請者におきましても、高齢により継続して営農することが困難となっているということで、それぞれ共同住宅として土地を活用するという事で転用許可申</p>

大 下
局 長 補 佐

請をされたものでございます。こちらが29-2の農地でございます。隣接する30-3の農地がこのような筆となっております。一部こっちに排水路が含まれております。本申請地は、昭和35年から39年にかけて、団体営圃場整備事業により整備された第1種農地でございますことから、本案は農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、本申請地はいずれも農振農用地から除外済みであり、開発行為の許可につきましては、いずれも担当部局に申請書が提出されております。

なお、申請番号30-3の東側の農地、ここにもう一筆あるのですが、こちらにつきましては本申請地と同時に農振除外がなされております。本案件が許可となって共同住宅が建築された暁には、新たな共同住宅をもう一棟建築するために転用許可申請を後ほど提出するというふうに伺っております。

次に、申請番号31-4でございます。

志和町志和堀における農地改良のための一時転用事案でございます。

申請地は、主要地方道●●線と●●線の交差点から南東に約100mに位置する調整区域内の農振農用地でございます。また、申請者は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を受けた本申請地の耕作者でございます。このたび、本年5月に転用許可を受けております志和町内の駐車場整備地から生じた田の表土を搬入してかさ上げを行い、今後は畑として利用するために、本件一時転用許可申請を出されたものでございます。こちら2筆となっております。また、本申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であるため、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地における不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請地の土地所有者からは、耕作者（本申請者）が一時転用許可の申請を行うこと、また今後は本申請地を畑として利用することについて、承諾書が提出されております。

次に、申請番号32-5は、西条町田口における農地改良のための一時転用事案でございます。

申請地は、主要地方道●●線がこちらにあります。の南側に位置する●●、こちらの南約70mに位置する調整区域内の農振農用地で、申請者は申請地から約2km程離れた別地区にお住まいの方でございます。このたび、西条町の寺家地区、下見地区などの宅地造成により生じた残土を搬入して田のかさ上げを行い、今後は畑として利用するために、本一時転用許可申請を出されたものでございます。また、本申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内農地でありますことから、先程の案件と同様に農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。

16ページをお願いいたします。

16ページ、申請番号33-6は、黒瀬町檜原における進入路への転用事案でございます。

申請地は、●●の南約80mに位置する調整区域内の第2種農地で、申請者は申請地から約500m程離れた地区にお住まいの方でございます。このたび、申請地の隣地におきまして、この後ほど農地法第5条の許可申請で審議をお願いいたしますけれども、この隣地に一般住宅が建築されるということになりまして、そうしますと本申請地の奥側に位置するこの山林部分への進入路が十分でなくなる、確保されなくなることから、隣接する里道及び原野がこちらにあるのですが、そちらと合わせて山林奥地への進入路として利用するために本転用許可申請を出されたものでございます。また、本申請地におきましては、このように既に土地の造成に一部着手がされておりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続をするように指導しております。なお、開発行為に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。

以上の6件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。

なお、申請番号29-2から32-5までの4件につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を徴取し、異議がなければ許可とするものでございます。

大 下 局 長 補 佐	説明は以上でございます。
議 長	只今、事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
古川みどり 委 員	23番古川です。今の下見の2件なのですが、これはもう着手されて、もう基礎工事をしておられますよね。農業委員会が許可して工事着手するのではないのですか。
大 下 局 長 補 佐	すいません、こちらの筆についてですか。
古川みどり 委 員	そうです。
大 下 局 長 補 佐	こちら側の2件につきましては、二、三か月前にも許可申請が出ておまして、そちらで許可をされた案件についての造成がされておるものと認識しております。
古川みどり 委 員	それでは工事着手されていても問題はないということですか。
大 下 局 長 補 佐	そうです。開発許可も同時許可として下りておりますので、もう着手が可能であるというふうになっております。
古川みどり 委 員	分かりました。
議 長	ほかにご意見、ご質問はございますか。
	< なし >
議 長	それでは、ほかにご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、15ページ、29-2から32-5については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見徴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見徴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、15ページの29-2から32-5については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見徴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見徴取の対象外については、許可することに決定いたします。 次に、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津山主査	それでは、総会議案の17ページから説明させていただきます。 議案第60号について説明します。 今月は22件の申請がございました。内訳につきましては、総会議案の23ページに記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 255-1について説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木業及び不動産業を営む会社です。現在の敷地では従業員及び来客用駐車場が手狭であり、本申請地を駐車場として使用するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。 256-2について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。なお、申請地は形状不整形のため、有効活用面積は小さくなっています。また、農振農用地からは令和2年11月

津山主査	<p>17日付で除外済みです。</p> <p>257-3について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、258-4と259-5は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>店舗及び工場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、●●において自動車整備業を営み、また●●において宅建業を営む会社です。このたび両店舗ともに借地を返却することとなり、これまで同様、国道沿いで営業可能な場所を探し、本申請地に至ったもので、自動車整備工場及び宅建業用店舗を移転し、建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。なお、本申請地は一部が進入路や庭として使用されており、始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。また、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>260-6について説明します。</p> <p>共同住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび自己所有地と合わせ、本申請地を転用し、共同住宅2棟を建築しようとするもので、農地法第4条の規定による許可申請と併せて申請されております。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>261-7について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。</p> <p>262-8と263-9は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。</p> <p>264-10から267-13は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、瓦製造業及び売電事業を営む会社です。このたび隣接する地目山林を中心とした売電を目的とする太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。本申請地には一部土が入れられており、始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。なお、宅地造成の許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>268-14について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、借家に居住されていますが、このたび祖父が所有する本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>269-15について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に自宅兼事業所を置き、外構を中心とした建設業を営む会社です。現在、事務所に事業用の車両や資材、従業員の車を置いています。手狭であり、場所を求めていたところ、本申請地が事業所からも近く、適地と判断されました。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。申請地は既に土が入っており、所有者からの始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続いて、270-16から273-19は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅38棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、274-20から276-22は、受人は異なりますが、所有者が同一の関連する案件ですので、一括して説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場または車庫への転用事案です。受人はそれぞれ●●、●●、●●に居</p>
------	--

津山主査	<p>住されています。このたびそれぞれ一般住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。本申請地は既に土が入っており、始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。また、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>以上の22件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号270-16から273-19については、農業委員会ネットワーク機構に意見徴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見徴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、21ページ、270-16から22ページ、273-19については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見徴取の上、意見徴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見徴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、21ページ、270-16から22ページ、273-19については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見徴取の上、意見徴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見徴取の対象外については、許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第61号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂見主任主事	<p>議長、坂見</p> <p>議案第61号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。議案の25ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>●●から北に隣接するところに位置します空き家に付随する3筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、いずれの農地も耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第61号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第61号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係</p>

議 長	<p>る農地は下限面積 1 a に設定することに決定します。 続いて、日程第 4 の報告事項に入ります。 報告第37号から報告第39号について事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局長 補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。 報告第37号から報告第39号までは、東広島市農業委員会規程第 8 条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その内容を説明させていただきます。 なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を一部割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1 ページをお願いいたします。 報告第37号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第 4 条の規定による農地転用につきましては、今月分は 3 件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3 ページをお願いいたします。 報告第38号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4 ページから 7 ページまでをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第 5 条による農地転用につきましては、今月分は 16 件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 8 ページをお願いいたします。 報告第39号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 9 ページから 12 ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は 15 件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第 5 のその他に入ります。 事務局からお願いいたします。</p>
本 越 事務局 長	<p>それでは、まず私からは下限面積についてでございます。 農地法第 3 条の規定に基づきまして、農地の売買、貸し借りの権利移動をする場合には農業委員会の許可が必要でございますが、本市では、許可要件の一つとして下限面積を 30 a とし平成 29 年 2 月から施行しております。この下限面積につきましては、農林水産省からの通知では、農業委員会は下限面積の見直しについての検討を毎年行うこととなっておりますので、今後の検討スケジュール案についてご説明させていただきます。 お配りしております資料の 2、下限面積見直し検討スケジュール（案）でございます。 先程、言いましたように、現在の下限面積 30 a は平成 29 年 2 月に設定いたしまして、今年の 2 月総会においてもこの面積を据え置くことと決定いただいております。昨年は、この見直しについての検討を専門委員会である農業振興委員会におきまして事前に検討していただき、その決定方針に基づきまして、直近の総会において審議していただいております。したがって、今年度も昨年度と同様に下限面積の見直しについては農業振興委員会において事前に検討していただき、その方針案が決定し次第、直近の総会で審議、決定していただくように考えております。予定といたしましては、資料 2 にありますとおり、来月 12 月総会の終了後に農業振興委員会を開催していただき、そこで事前検討をしていただくことを考えております。なお、最短のスケジュールとしては、12 月の農業振興委員会で方針案が決定いただければ、1 月総会に議案を上程し、審議していただくこととなります。農業振興委員会の皆様には、年末でお忙しいとは思いますが、12 月の総会以降に会議を開いていただければと思います。 説明は以上でございます。</p>

定井農地 保全係長	<p>それでは、私のほうからは全体研修会について報告をさせていただきます。</p> <p>前回10月総会のときにもお話をさせていただきまして、既に案内のほうは通知させていただいておりますけれども、来月12月9日水曜日ですが、農業委員さんと推進委員さんとの全体研修会を開催を予定しております。会場は、広島中央農協本店の会議棟2階会議室で、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、午前、午後と地区を分けて開催を予定しております。午前中は旧市、西条、八本、志和、高屋、午後からは旧町、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津で、午前中は9時30分から、午後は13時30分からそれぞれ2時間30分程度の研修を予定しております。当日は農地中間管理機構からも講師としてお越しいただく予定としておりまして、他市での事例紹介であるとか各地区協議会単位での協議、検討、発表等を行っていただくことを考えております。お忙しいとは思いますが、ご参加いただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、本日お配りいたしました資料3、令和2年度東広島市農業委員会総会のスケジュールとある資料をご覧ください。</p> <p>総会スケジュールの変更につきましては8月総会のときに皆さんにお配りをしておりますけれども、会場の都合等によりまして総会の開催時間、場所に変更が生じたので、ご報告させていただくものでございます。</p> <p>まず、来月の12月総会でございますけれども、前回は午後の14時からの開催予定だったものが午前9時30分から開催時間に変更になっていることと、開催場所につきましてもJAさんの会議棟から本日と同じ本館8階、この全員協議会室に変更となっております。来年の1月総会以降につきましても、開催時間、場所等が変更になる可能性もございますけれども、委員の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	その他ありませんか。
	＜ なし ＞
議 長	ないようですので、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。それでは、大月会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。
大 月 職務代理者	失礼いたします。皆さん、お疲れさまでした。先程、事務局のほうから説明がありましたように、12月の総会については時間変更となっております。12月24日木曜日9時半から本市役所、ここの会場にて開催予定であります。正式には開催通知でご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で11月の総会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 16番 吉高 信夫 委員 17番 長原 毅 委員